

## 令和5年度 安来市一般会計予算

令和5年度安来市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,150,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

**第2条** 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

### (地方債)

**第3条** 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

### (一時借入金)

**第4条** 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,800,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

**第5条** 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月1日 提出

安来市長 田中武夫

# 第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入	項	金 額
1. 市税		5,051,010
	1. 市民税	1,774,990
	2. 固定資産税	2,894,604
	3. 軽自動車税	157,053
	4. 市たばこ税	222,463
	5. 入湯税	1,900
2. 地方譲与税		282,001
	1. 地方揮発油譲与税	55,000
	2. 自動車重量譲与税	191,000
	3. 地方道路譲与税	1
4. 森林環境譲与税		36,000
3. 利子割交付金		4,000
	1. 利子割交付金	4,000
4. 配当割交付金		23,000
	1. 配当割交付金	23,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		12,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	12,000
6. 法人事業税交付金		75,000
	1. 法人事業税交付金	75,000
7. 地方消費税交付金		931,000
	1. 地方消費税交付金	931,000
8. 環境性能割交付金		14,000
	1. 環境性能割交付金	14,000
9. 地方特例交付金		28,600
	1. 地方特例交付金	28,600
10. 地方交付税		9,750,000
	1. 地方交付税	9,750,000
11. 交通安全対策特別交付金		5,535
	1. 交通安全対策特別交付金	5,535
12. 分担金及び負担金		91,958
	1. 分担金	14,345
	2. 負担金	77,613
13. 使用料及び手数料		395,461
	1. 使用料	270,218
	2. 手数料	125,243
14. 国庫支出金		2,852,430

(単位：千円)

款	項	金額		
	1. 国庫負担金	1, 170, 457		
	2. 国庫補助金	1, 672, 052		
	3. 委託金	9, 921		
15. 県支出金		1, 959, 149		
	1. 県負担金	511, 335		
	2. 県補助金	1, 351, 923		
	3. 委託金	95, 891		
16. 財産収入		12, 719		
	1. 財産運用収入	11, 885		
	2. 財産売却収入	834		
17. 寄附金		630, 002		
	1. 寄附金	630, 002		
18. 繰入金		1, 405, 178		
	1. 基金繰入金	1, 405, 176		
	2. 特別会計繰入金	2		
19. 繰越金		1		
	1. 繰越金	1		
20. 諸収入		628, 256		
	1. 延滞金・加算金及び過料	1, 501		
	2. 市預金利子	1		
	3. 貸付金元利収入	193, 288		
	4. 受託事業収入	4, 327		
	5. 雑入	429, 139		
21. 市債		1, 998, 700		
	1. 市債	1, 998, 700		
歳	入	合	計	26, 150, 000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議会費		181,235
	1. 議会費	181,235
2. 総務費		2,663,782
	1. 総務管理費	2,289,117
	2. 徴税費	163,271
	3. 戸籍住民基本台帳費	144,984
	4. 選挙費	39,685
	5. 統計調査費	16,036
	6. 監査委員費	10,689
3. 民生費		7,276,977
	1. 社会福祉費	4,095,540
	2. 児童福祉費	2,785,248
	3. 生活保護費	396,189
4. 衛生費		2,368,378
	1. 保健衛生費	1,602,617
	2. 清掃費	765,761
5. 労働費		156,774
	1. 労働諸費	156,774
6. 農林水産業費		1,653,521
	1. 農業費	1,572,471
	2. 林業費	66,840
	3. 水産業費	14,210
7. 商工費		1,156,856
	1. 商工費	1,156,856
8. 土木費		2,493,846
	1. 土木管理費	63,160
	2. 道路橋りょう費	1,267,713
	3. 河川費	86,452
	4. 都市計画費	85,967
	5. 下水道費	695,993
	6. 住宅費	241,641
	7. 用地管理費	52,920
9. 消防費		973,931
	1. 消防費	973,931
10. 教育費		2,664,327
	1. 教育総務費	463,297

(単位：千円)

款	項	金額		
	2. 小学校費	403,410		
	3. 中学校費	139,362		
	4. 幼稚園費	58,932		
	5. 社会教育費	708,865		
	6. 保健体育費	890,461		
11. 災害復旧費		87,450		
	1. 農林水産業施設災害復旧費	39,000		
	2. 公共土木施設災害復旧費	46,500		
	3. 文教施設災害復旧費	1,950		
12. 公債費		3,760,178		
	1. 公債費	3,760,178		
13. 諸支出金		692,745		
	1. 普通財産取得費	692,745		
14. 予備費		20,000		
	1. 予備費	20,000		
歳	出	合	計	26,150,000

## 第 2 表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
安来港飯島線道路改良事業 吉田橋(橋りょう上部工)	令 和 6 年 度	570,000
消防車両整備事業 (救助工作車)	令和5年度から 令和6年度まで	150,000
伯太体育館耐震改修事業	令 和 6 年 度	227,500

### 第 3 表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎地域持続的発展特別事業	146,700	普通貸借 又は 証券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
移動通信用鉄塔施設整備事業	15,600			
老人福祉施設等整備事業	70,000			
放課後児童クラブ整備事業	2,300			
児童福祉施設等整備事業	30,400			
保健衛生施設整備事業	3,100			
火葬場整備事業	25,000			
県営農業農村整備事業	95,500			
観光施設等整備事業	285,300			
広域生活バス整備事業	24,000			
道路等整備事業	493,200			
県道等改良事業	12,600			
下水路整備事業	60,100			
公園整備事業	2,400			
公営住宅整備事業	31,100			
河川整備事業	2,500			
消防施設整備事業	182,400			
小学校施設整備事業	117,400			
スクールバス整備事業	7,600			
中学校施設整備事業	32,200			
社会教育施設等整備事業	9,400			
文化芸術施設等整備事業	20,700			
体育文化施設整備事業	211,200			
給食施設整備事業	6,900			
災害復旧事業	31,100			
臨時財政対策債	80,000			
計	1,998,700			



## 令和5年度 安来市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度安来市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,917,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

**第2条** 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

**第3条** 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における  
同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの  
経費の各項の間の流用

令和5年3月1日 提出

安来市長 田中武夫

# 第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入	項	金 額
1. 国民健康保険税		580,569
	1. 国民健康保険税	580,569
2. 使用料及び手数料		351
	1. 使用料	1
	2. 手数料	350
3. 国庫支出金		69
	1. 国庫補助金	69
4. 県支出金		2,987,556
	1. 県負担金・補助金	2,987,556
5. 財産収入		60
	1. 財産運用収入	60
6. 繰入金		332,838
	1. 一般会計繰入金	292,838
	2. 基金繰入金	40,000
7. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
8. 諸収入		15,556
	1. 雑入	11,583
	2. 延滞金・加算金及び過料	3,973
歳 入	合 計	3,917,000

(単位：千円)

## 歳 出

款	項	金 額
1. 総務費		91,061
	1. 総務管理費	70,555
	2. 徴税費	20,198
	3. 運営協議会費	308
2. 保険給付費		2,903,446
	1. 療養諸費	2,499,315
	2. 高額医療費	396,417
	3. 移送費	51
	4. 出産育児諸費	5,503
	5. 葬祭諸費	1,980
	6. 傷病手当諸費	180
3. 国民健康保険事業費納付金		840,435
	1. 医療給付費分	561,250
	2. 後期高齢者支援金等分	213,503
	3. 介護納付金分	65,682
4. 共同事業拠出金		1
	1. 共同事業拠出金	1
5. 保健事業費		58,269
	1. 特定健康診査等事業費	42,390
	2. 疾病予防費	15,879
6. 基金費		60
	1. 基金費	60
7. 公債費		660
	1. 公債費	660
8. 諸支出金		15,068
	1. 償還金及び還付加算金	15,068
9. 予備費		8,000
	1. 予備費	8,000
歳 出	合 計	3,917,000



## 令和5年度 安来市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和5年度安来市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,212,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

**第2条** 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和5年3月1日 提出

安来市長 田中武夫

# 第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		510,613
	1. 後期高齢者医療保険料	510,613
2. 使用料及び手数料		100
	1. 手数料	100
3. 繰入金		699,355
	1. 一般会計繰入金	699,355
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		1,931
	1. 延滞金、加算金及び過料	1
	2. 広域連合納付金	1,929
	3. 雑入	1
歳 入	合 計	1,212,000

(単位：千円)

歳 出 款	項	金 額
1. 総務費		4,065
	1. 総務管理費	2,941
	2. 徴収費	1,124
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		1,205,740
	1. 後期高齢者医療広域連合負担金	1,205,740
3. 諸支出金		1,930
	1. 償還金及び還付加算金	1,929
	2. 繰出金費	1
4. 公債費		165
	1. 公債費	165
5. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳 出	合 計	1,212,000



## 令和5年度 安来市介護保険事業特別会計予算

令和5年度安来市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,244,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

**第2条** 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

**第3条** 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における  
同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの  
経費の各項の間の流用

令和5年3月1日 提出

安来市長 田中武夫

# 第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入	項	金 額
1. 保険料		983,727
	1. 介護保険料	983,727
2. 使用料及び手数料		1,430
	1. 手数料	1,430
3. 国庫支出金		1,277,936
	1. 国庫負担金	852,491
	2. 国庫補助金	425,445
4. 支払基金交付金		1,342,027
	1. 支払基金交付金	1,342,027
5. 県支出金		746,466
	1. 県負担金	694,314
	2. 県補助金	52,151
	3. 財政安定化基金	1
6. 財産収入		127
	1. 財産運用収入	127
7. 繰入金		891,952
	1. 一般会計繰入金	828,808
	2. 基金繰入金	63,144
8. 繰越金		2
	1. 繰越金	2
9. 諸収入		333
	1. 延滞料・加算金及び過料	3
	2. 市預金利子	1
	3. 雑入	329
歳 入	合 計	5,244,000

(単位：千円)

歳 出 款	項	金 額
1. 総務費		128,736
	1. 総務管理費	73,606
	2. 徴税費	4,528
	3. 介護認定審査会費	46,537
	4. 計画策定委員会費	4,065
2. 保険給付費		4,760,003
	1. 介護サービス等諸費	4,352,206
	2. 介護予防サービス等諸費	152,434
	3. その他諸費	5,572
	4. 高額介護サービス等費	94,270
	5. 高額医療合算介護サービス等費	12,270
	6. 特定入所者介護サービス等費	142,647
	7. 特別給付費	604
3. 地域支援事業費		351,106
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	172,699
	2. 一般介護予防事業費	35,322
	3. 包括的支援事業・任意事業費	141,685
	4. その他諸費	700
	5. 高額総合事業サービス等費	500
	6. 高額医療合算総合事業サービス等費	200
4. 保健福祉事業費		1,000
	1. 保健福祉事業費	1,000
5. 諸支出金		1,785
	1. 償還金及び還付加算金	1,649
	2. 延滞金	1
	3. 基金積立金	135
6. 公債費		370
	1. 公債費	370
7. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳 出	合 計	5,244,000



## 令和5年度 安来市電気事業特別会計予算

令和5年度安来市の電気事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ567,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (地方債)

**第2条** 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

### (一時借入金)

**第3条** 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和5年3月1日 提出

安来市長 田中武夫

# 第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入	項	金 額
1. 使用料及び手数料		1
	1. 使用料	1
2. 財産収入		20
	1. 財産運用収入	20
3. 繰入金		8,730
	1. 基金繰入金	8,730
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		25,748
	1. 収益事業収入	25,748
6. 市債		533,200
	1. 電気事業債	533,200
歳 入	合 計	567,700

(単位：千円)

歳 出 款	項	金 額
1. 電気事業費		547,370
	1. 水力発電事業費	547,370
2. 公債費		19,810
	1. 公債費	19,810
3. 諸支出金		20
	1. 普通財産取得費	20
4. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出	合 計	567,700

## 第 2 表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
布部発電所改修事業	533,200	普通貸借 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	政府資金については、そ の融資条件により、銀行そ 他の場合には、その債権 者と協定する。 ただし、市財政の都合によ り、据置期間及び償還期限 を短縮し、もしくは繰上償還 又は低利に借換えることが できる。
計	533,200			

## 令和5年度 安来市生活排水処理事業特別会計予算

令和5年度安来市の生活排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ914,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

**第2条** 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

### (地方債)

**第3条** 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

### (一時借入金)

**第4条** 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

**第5条** 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月1日 提出

安来市長 田中武夫

# 第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入	項	金 額
1. 分担金及び負担金		10,576
	1. 分担金	5,576
	2. 負担金	5,000
2. 使用料及び手数料		188,160
	1. 使用料	188,159
	2. 手数料	1
3. 国庫支出金		11,000
	1. 国庫補助金	11,000
4. 繰入金		492,783
	1. 一般会計繰入金	492,783
5. 繰越金		50
	1. 繰越金	50
6. 諸収入		6,331
	1. 貸付金元利収入	6,000
	2. 雑入	331
7. 市債		205,100
	1. 市債	205,100
歳 入	合 計	914,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 農業集落排水事業費		186,150
	1. 総務費	10,963
	2. 維持管理費	171,887
	3. 下水道建設費	3,300
2. 個別排水処理事業費		7,483
	1. 維持管理費	7,483
3. 簡易排水事業費		6,732
	1. 維持管理費	6,732
4. 小規模集合排水処理事業費		4,395
	1. 維持管理費	4,395
5. 浄化槽市町村整備推進事業費		186,040
	1. 総務費	4,210
	2. 維持管理費	114,415
	3. 下水道建設費	67,415
6. 公債費		522,400
	1. 公債費	522,400
7. 予備費		800
	1. 予備費	800
歳 出	合 計	914,000

## 第 2 表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
生活排水処理事業水洗便所改造資金 融資あつ旋に伴う損失補償	令和5年度以降	安来市のあつ旋により、市内金融機関が融資した生活排水処理事業水洗便所改造資金について、借受人が償還すべき日を3箇月以上経過してもなお償還できなかった場合の残元金、利子及び遅延利息に相当する金額

### 第 3 表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	166,100	普通貸借 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	政府資金については、そ の融資条件により、銀行そ 他の場合には、その債権 者と協定する。 ただし、市財政の都合によ り、据置期間及び償還期限 を短縮し、もしくは繰上償還 又は低利に借換えることが できる。
浄化槽市町村整備推進事業	35,700			
農業集落排水事業	3,300			
計	205,100			



## 令和5年度 母里財産区特別会計予算

令和5年度安来市の母里財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ620千円と定める。

**2** 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月1日 提出

安来市長 田 中 武 夫

# 第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入	項	金 額
1. 財産収入		1 1
	1. 財産運用収入	9
	2. 財産売却収入	2
2. 繰越金		6 0 8
	1. 繰越金	6 0 8
3. 諸収入		1
	1. 預金利子	1
歳 入	合 計	6 2 0

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		6 0 0
	1. 総務管理費	6 0 0
2. 予備費		2 0
	1. 予備費	2 0
歳 出 合 計		6 2 0



## 令和5年度 井尻財産区特別会計予算

令和5年度安来市の井尻財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ170千円と定める。

**2** 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月1日 提出

安来市長 田 中 武 夫

# 第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入	款	項	金額
1. 財産収入			12
		1. 財産運用収入	10
		2. 財産売却収入	2
2. 繰入金			10
		1. 繰入金	10
3. 繰越金			144
		1. 繰越金	144
4. 諸収入			4
		1. 預金利子	1
		2. 雑入	3
歳入合計			170

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		150
	1. 総務管理費	150
2. 予備費		20
	1. 予備費	20
歳 出 合 計		170



## 令和5年度 赤屋財産区特別会計予算

令和5年度安来市の赤屋財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ170千円と定める。

**2** 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月1日 提出

安来市長 田 中 武 夫

# 第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入	項	金 額
1. 財産収入		1 5
	1. 財産運用収入	5
	2. 財産売却収入	1 0
2. 繰入金		1 1 0
	1. 繰入金	1 1 0
3. 繰越金		4 2
	1. 繰越金	4 2
4. 諸収入		3
	1. 預金利子	1
	2. 雑入	2
歳 入	合 計	1 7 0

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		1 5 0
	1. 総務管理費	1 5 0
2. 予備費		2 0
	1. 予備費	2 0
歳 出 合 計		1 7 0

